

空き家条例で適正な管理を……………	1面
市政一般報告……………	2～7面
「けやき友の会」入会で平日割引…………	7面
15万人のひろば……………	8～9面
おしらせ・10月の相談日……………	12～13面
10月の休日当番医……………	16面

10月1日「空き家条例」を施行

空き家の適正な管理の指導や

改修費用の補助など実施

～空き家バンクで売買や貸借を希望する方の紹介も～

所有者や管理者の高齢化や経済的事情などで放置された空き家が増え、倒壊や火災発生、犯罪誘発などの恐れが社会的な問題となっていることを受け、市では、10月1日に「空き家等の適正管理に関する条例」を施行しました。管理不十分な空き家の所有者への指導、勧告、命令などを行うほか、空き家の寄付受け入れや改修費用の補助、「空き家バンク」による空き家の売買や貸借を希望する方の紹介などを行います。

国が平成20年に実施した住宅・土地統計調査では、一部地域の抽出調査から空き家数を推計したところ、市内の住宅総数6万4千60戸のうち、空き家数2千690戸との結果になりました。また、市と消防団が連携し、市内全域を対象に住宅の空き家数の実態調査をした結果、22年度は711戸、23年度は新たに20戸増えて931戸となりました。放置された空き家は、老朽化や自然災害による倒壊、屋根材などの飛散、不審者の侵入、放火による火災発生、犯罪の誘発

などの恐れから、近隣住民に不安を与えている場合があります。市では、空き家の所有者や管理者に適正な管理をお願いしていますが、所有者の所在や相続人が不明で解決が困難な事例が多くなっていることから、10月1日に「空き家等の適正管理に関する条例」を施行しました。条例では、空き家などの所有者の責務を明らかにしたほか、市民からの情報提供の受け付け、管理不十分な空き家の実態調査

や所有者への指導、勧告、命令などを行えるようにしました。情報は、市民生活課やホームページで受け付けます。また、空き家が倒壊する恐れがあり、近隣に危険が及びそうな状態で所有者がすぐに対処できない場合は、市が所有者から同意を得て倒壊防止の緊急措置を行い、かかった費用を所有者から徴収します。所有者が所在不明なときは、市が緊急措置を行なったあと、家庭裁判所に相続財産管理人の選任の申し立てなども行えるようにしました。

空き家を減らす対策も

空き家を減らし土地を有効に活用する対策も、条例に盛り込みました。市の指導や勧告に従って空き家を除却する場合、50万円を限度に除却の工事費や裁判費用の2分の1を助成します。また、市が土地を地域で有効に活用できると判断し、空き家や土地に債権などがない場合には、空き家と土地の所有者からの寄付も受け付け、市で空き家の除却も行います。

売買や貸借を紹介

売却や貸借を希望する空き家の所有者に、購入や貸借を希望する方を紹介する「空き家バンク」を創設しました。購入や貸借に空き家の改修が必要な場合は、25万円を限度に改修費用の2分の1を市で助成します。空き家バンク制度の利用を希望する方は、市民生活課で登録してください。空き家情報は、市ホームページに掲載します。

購入や貸借を希望する申し込みがあったときは、市が空き家の登録者に通知しますので、当事者間で交渉を行ってください。

【問合せ】市民生活課



市民生活課窓口で空き家に関する相談を受け付け